

各介護サービス事業所・施設 御中

茨城県福祉部長寿福祉課  
介護保険指導・監査グループ

令和7年度介護サービス情報の報告等について（依頼）

介護サービス情報公表制度は、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）に基づき、すべての介護サービス事業者が利用者のために一定の情報を公表することが義務付けられているものです。

本県では、令和7年6月2日付けで令和7年度茨城県介護サービス情報の報告に関する計画を策定し、茨城県長寿福祉課のホームページにおいて公表しているところです。

報告の対象となる事業所におかれましては、下記により当該計画に基づき事業所情報等の報告をお願いいたします。

記

1 報告方法

介護サービス情報の公表報告システムによる報告

- ・報告システム URL <https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/houkoku/08/>

※報告手順については、茨城県ホームページの「介護サービス情報の公表制度」から、「事業所向け操作マニュアル」および「介護サービス情報の公表報告システム かんたん操作ガイド」をご参照ください。

- ・茨城県ホームページ URL 「介護サービス情報の公表制度」  
<https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/chofuku/jigyo/kaigo/joho/johonokohyo.html>

2 報告の期限 令和7年10月31日（金）

3 公表時期

ご報告いただいた事業所情報等は、審査が完了次第、順次公表する予定です。

※公表後に事業所情報等に変更があった場合は、上記報告システムから随時変更が可能です。

4 ID及びパスワードについて

介護サービス情報の報告システムには、ID及びパスワードが必要です（半角で入力願います）。

- ・ID：事業所番号と同一（08から始まる半角英数字10ケタの番号）
- ・パスワード：8ケタの英数字で構成（事業所の指定（許可）後にお知らせしているもの）

5 その他

- ・全ての事業所・サービスについてシステムにログインいただき、公表されている情報が現在の事業所の状況を反映しているかご確認のうえ、2025年度情報として提出願います。
- ・掲載情報の正確性を確保するため、2023年度以前に掲載された情報については、報告期限以降、順次非公開とさせていただきますのでご了承ください。

6 お問い合わせ先

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978-6

茨城県福祉部長寿福祉課介護保険指導・監査担当

TEL：029-301-3343 FAX：029-301-3348

E-mail：chofuku6@pref.ibaraki.lg.jp